

半田市下水道使用料審議会（第2回）議事録

| | | |
|---|---|---------------|
| 開催日時 | 令和2年10月1日（木） | 19時00分～21時00分 |
| 開催場所 | 半田市役所 大会議室 | |
| 会議次第 | <p>1 議事</p> <p>(1) 一般会計繰入金（基準内）について</p> <p>(2) 半田市の使用料体系について</p> <p>(3) 他市町の状況について</p> <p>(4) 使用料の算定方法について</p> <p>(5) 前回の質問事項について</p> <p>2 今後の進め方について</p> | |
| 出席委員 | <p>(会長) 千頭 聡</p> <p>(副会長) 齊藤由里恵</p> <p>(委員) 鈴木識都、沢田勉、高木淳、小栗利朗、戸田愛、中村和也、今井佑輔、大坪成生、竹内政男</p> <p style="text-align: right;">※敬称略</p> | |
| 出席職員 | 水道部長（村瀬浩之） | |
| 事務局 | 下水道課長（森下雅仁）、副主幹（榊原崇）、主査（加藤勇人、加古浩資） | |
| 次 第 | 議 事 概 要 | |
| 会長あいさつ | <p>お疲れのところだと思いますが、本日はよろしく申し上げます。前回は繰入金のことなど幾つかご質問をいただいております、今日も少し下水道使用料の現状とその仕組みの説明をしていただくのが主な内容となり、本格的な議論は次回からと思います。スタートがこの時間からですので2時間以内で終了できればと思っていますので、よろしく申し上げます。</p> | |
| <p>【議事】</p> <p>1. 一般会計繰入金（基準内）</p> | <p>■資料による説明 （事務局）</p> <p>(1) 基準内繰入金について</p> <p>①基準となる通知</p> <p style="padding-left: 20px;">○「令和2年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（資料①）</p> <p style="padding-left: 40px;">・この通知は法律ではなくあくまでも国が示した基準</p> <p>②「繰出金」と「繰入金」の違いについて</p> <p style="padding-left: 20px;">○どの立場から見るかの違いによる</p> <p style="padding-left: 40px;">・一般会計からみれば繰出金、下水道から見れば繰入金</p> <p>(2) 分流式下水道に要する経費について</p> <p>①繰出しの基準（資料①P21）について</p> <p style="padding-left: 20px;">○分流式の公共下水道などに要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">○「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの」とは</p> | |

- ・人口密度に応じた公費負担割合が定められており、半田市の場合、資本費の40%が公費負担の対象。ただし、最低限の経営努力として150円/m³以上の使用料の徴収が必要

○令和元年度の基準内、基準外について

汚水処理原価 164.8円/m³、使用料単価 118.4円/m³

<基準内繰入金>

- ・資本費(98.9円/m³)の40%は39.6円/m³であるが、適用条件「1m³当たり150円以上の使用料を徴収しても不足する額」により14.8円/m³

<基準外繰入金>

- ・使用料単価118.4円/m³と150円/m³との差31.6円/m³
- ・現行の使用料のままでは、経営改善しても汚水処理原価が150円/m³を割り込まない限り減少しないメカニズムとなっている

■質疑応答

(委員)

- ・1m³当たり150円(使用料単価)とは、基準があるのでしょうか。

(事務局)

・平成18年に国が新たに示した基準に「他の公共料金、特に水道料金や住民の負担可能額等を勘案し、当面の間は全国平均として月3,000円の水準を目途に適正化を図っていくべきである」とあります。月20m³、3,000円をベースとして、1m³当たり150円と示されています。

(委員)

・その基準とは前にいただいた資料(第1回資料①P5)にあります「平成17年1月21日の全国財政課長市町村担当課長合同会議」のことをいっているのですか。

(事務局)

・その資料(資料①P6)にありますように、まずは使用料単価を150円に引き上げることが、最低限行うべき経営努力として、基準が示されたものです。

(委員)

・ただその基準にはなお書きがあり、「汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること」となっています。ということはこの単価は変わっていくということですか。

(事務局)

・おっしゃるとおりで、現在、私どもが作成した経営戦略では、令和9年には150円を割り込むと予測していますので、そのことを考慮した単価設定になると考えています。

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>【議事】 2. 半田市の使用料体系</p> | <p>■資料による説明 (事務局)</p> <p>(1) これまでの使用料改定の経緯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金改定を行ったのは、消費税率の変更時を除けば、平成9年の一度のみ ①当初の使用料単価について <ul style="list-style-type: none"> ○汚水処理費の全てを賄おうとすると単価が高くなるため、資本費は15%にとどめ127円に設定 ②改訂時（H9）の使用料単価について <ul style="list-style-type: none"> ○流域下水道維持管理負担金の値上げに伴い、基本使用料は据え置きのまま各区分5円の値上げ ○単価の高い区分の有収水量の増加により、使用料単価が全体として10円上がり137円/m³ ○改訂の効果は3年で7,000万円程度 ○仮にこの当時と同じ基準で、令和3年度～5年度を試算した結果、年平均2.7億円の黒字 <p>⇒ただし、本来は資本費100%算入した上での収支の均衡、経費回収率100%であるため、仮に150円以上を公費負担としても、1年当たり3.5億円の不足。</p> <p>(2) 公費負担の考えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成18年に国は「分流式下水道等に要する経費」を示しているが、今もなお、「経費回収率100%未満の事業について経費回収率を上げるには、使用料で補う範囲と公費負担をどう考えるか」が大きな課題となっている。 <p>■質疑応答 (委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の使用料改定では、段階ごとに全て5円増えていますが、なぜ、沢山使った所を累進課税という意味で5円ではなく8円や10円とかにしなかったのでしょうか。そうすれば今のような収入が逼迫した状況にならなかったのではないのでしょうか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化センターにおける処理単価の値上げは、使用水量に応じて変動する値上げであるため5円同額で上げることをしましたが、その他のやり方もあります。それについては、どこの従量区分をどうしていこうかというご審議をお願いしたいと思っています。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善としては、これまでどのようなことを行ってきましたか。具体的に説明して下さい。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続向上対策に取り組み、接続世帯や接続事業所が増えたことや整備とともに有収水量が増えたことにより、処理単価が下がっています。現在では多くの整備をしていた時代から維持管理の時代となり、職員を減員したことにより人件費も削減されています。その他では、流域の維持管理負担金については、前回の料金改定当時には1m³当たり |
|-------------------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|--|
| | <p>83 円を支払っていましたが、稼働率が上がり現在では大きく単価が下がっています。また、支払い利息についても減っています。さらに現在では、広域での汚泥処理に取り組み、スケールメリットを活かしたコスト縮減を進めています。</p> <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少し混乱するのは、金額については総額としての話の場合と、単価としての話の場合があるため、分けて説明していただいたほうが、分かりやすいと思います。下水道には総額は増えても単価は下がっていく、沢山の水を使えば単価は下がるといった仕組みがあります。 |
| <p>【議事】 3. 他市町の状況</p> | <p>■資料による説明 (事務局)</p> <p>(1) 半田市においては水道料金と下水道使用料はほぼ同額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道と比べ、下水のほうが処理コストはかかる場所であるが、当初は水道料金を意識して下水道使用料を設定 <p>(2) 他市の使用料との比較</p> <p>①使用料 (月 20m³ での比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内では半田市のように水道料金と下水道使用料がほぼ同額な団体は少なく、ほとんどは下水道使用料の方が安い ・下水道使用料は県内 (47 団体) では、安いほうから 28 番目 ・下水道使用料は全国の類似団体 (53 団体) では、安いほうから 16 番目 ・水道料金との合計は県内では、安いほうから 6 番目 ・県内においては、下水道は平均的で水道が極めて安い <p>②使用料単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内 (47 団体) では、安いほうから 24 番目 ・全国の類似団体 (53 団体) では、安いほうから 19 番目 ・愛知県の類似団体 (9 団体) では、高いほうから 3 番目 <p>③経費回収率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知多 5 市 3 町では、経費回収率が半田市より低い団体については使用料単価も低い。 ⇒効率的な経営により安く設定しているのではなく、不足額を公費負担で成り立たせている。 <p>(3) 過去の改定団体の紹介</p> <p>①過去 3 年では 7 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な改訂内容を紹介 <p>(4) 浄化槽と下水道の費用比較</p> <p>■質疑応答 (委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町によって使用料が安いところもあれば高いところもあります。なぜ安いところは、それで維持できるのでしょうか。他市町の話聞き、よい部分を取り入れることを行っているのかが大きな着目点だと思います。値上げをしたいとして審議をしている |

訳ですから、使用料の徴収という意味で一番成績のよい豊橋市に対してはどう思っているのでしょうか。

(事務局)

・豊橋市は経費回収率 96.5%、つまり掛かる費用は使用料で賄うという観点で、高い使用料をしっかりと徴収しています。しかし、他の多くの自治体のほとんどが経費率 100% でないということは、つまり、不足分は税金で穴埋めしているのが現状だということです。愛知県は、比較的裕福な自治体が多いということもあるのですが、最初に決めた使用料を上げにくいという現実もあり、なかなか使用料を上げてこれなかったのではないかと思います。多くの他自治体においても、適正な使用料の水準に至っていないというのが現実です。

(会長)

・要するに、経費回収率が低いところは努力によるものではなく、市の一般会計からお金をもってきているということです。

(委員)

・単価が低いからといって、事業の効率が高いとか、上手くいっている訳ではないということが 1 点目に必要となる説明だと思います。例えば、近いところで知多市は経費回収率が 100% を超えているにもかかわらず、使用料単価も比較的安いです。これは地形や環境に恵まれているのか、それとも経営努力なのでしょう。

(事務局)

・知多市は、早くから下水道を始め、歴史が古いことが一つの要因であると思います。

(委員)

・知多市は、使用料を 20m³ で 2,000 円以上しっかりとっていることも一つの理由であると思います。知多市は、単独の公共下水もあり自分で処理を行うため、流域下水道と比べ効率性が恵まれているとはいえないのではないかと思います。常滑市も自前で処理場をもっており、知多市と同様に決して効率がいいとはいえないと思います。

(事務局)

・常滑市は、空港が下水道につながっており、前島には大きな企業もあります。下水道の整備もまだ半分も進んでいないところで、効率のよい大口の接続が先行していることが大きな理由であると認識しています。

(委員)

・いつごろから始めたのか、地理的に恵まれており人口密度が高いとか、その辺りに要因もあるのかもしれません。

(委員)

・知多半島の自治体の資料がありますが、こういった資料は一応の参考になるかもしれませんが、料金改定を行う上での決定的な要因にはなりません。市により、財政力も違いますし、下水道にどれだけのお金を投下しようかの考え方にもよります。先ほどの基準も法律ではないので、首長の判断だけでどうにでもなる話だと思います。事務局で、これぐらいの値上げをいつやるのか、どうしたいのかはっきりしたものを示していただいた上で、それをみなさんがいろいろな所に持ち帰って、これで半田の企業や各家庭が

成り立ちますか？と考えるところが大切なことです。みなさんが一番受け入れられやすい単価を最終設定するための議論をここでは行うべきだと思います。

(事務局)

・他の市町の比較は、あくまで参考としてお出ししているもので、半田は半田の考え方で進めていこうと考えています。

(委員)

・経費回収率は「汚水処理原価」と「使用料単価」との比較のはずです。100%を超えている市町もありますが、これは使用料単価が処理減価を超えているという理解でよろしいでしょうか。むしろ豊橋市のように96.5%という数字だと妥当性を感じます。100%をある程度下回るというのが妥当な数字だと思いますが、0.2%（経費回収率100.2%）という数字は、そんなに大きなものではないということでしょうか。

(事務局)

・単価の設定については、それぞれの自治体の考え方がございますので、そんなに大きく超えた数字ではないと認識しています。

(会長)

・時には100%を超えることもあるでしょうが、これがあまりにも大きくなるのであれば明らかにおかしいと思います。実は、下水道使用料を議論する時には、何を尺度や目標・基準とするのが難しいところです。「経費回収率」という大事な指標がありますが、他にも「使用料単価」などもあります。半田市として、まずは何を基準として料金を考えたいのかを次回は示していただくようお願いします。

(委員)

・これまで下水道工事をする際には、市内の小さな単位で説明会を行っていますが、そのあたりの経緯も必要ではないでしょうか。前回の審議会の時に、まだ10%が下水道につながっていないとの話がありましたが、これまで90%の方につないでいただくために、役所の人は必死になってやってきている訳です。確かに下水道につなぎたくない人も沢山いますし、浄化槽で十分と言っている人もいます。なぜお金をかけなければいけないのかという人もいて、説明会で料金の話やいろいろな問題など、様々な説明があつて、今の状況があるわけです。そのあたりの資料も出されると一貫性があり、流れが出てくると思います。今の説明を聞き、ただ値上げのために都合のいい資料を出しているのとらえられてしまっても事務局側も不満だと思います。

(会長)

・住民のためにどういう結論とするか、どうお伝えするかはすごく大事なところなので、今日を含めて次回きっちり議論したいと思います。

(委員)

・浄化槽と下水道の比較について、具体的に説明願います。資料には下水道の月額などが記載されていますが、この数字はどこからのものでしょうか。

(事務局)

・この表には、世帯人数が1人・3人・5人と区分を分けて示していますが、1人のところを見ていただくと月8m³ぐらい使い、下水道使用料は850円となるという説明となり

| | |
|---|---|
| | <p>ます。ただし、1人でお住まいでも延床面積が130m²以上であると5人槽が必要となります。また、3人ですと月20m³ぐらい使いますので、下水道は年間で22,200円、合併浄化槽だと年間の維持管理費が51,400円ぐらいかかります。これはきちんと清掃や点検をおこなった場合の目安の金額を示したもので、法定点検や清掃など、半田市で仕事を行っている4業者からの聞き取りによる金額です。</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは全国的な平均なのでしょうか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは半田市や近隣で事業を行っている業者での平均となります。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の下に注釈として、「近隣業者のヒアリング結果に基づく」など入れておきましょう。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よくテレビで討論会の番組をやっていますが、どれも船頭さんが話を進め、結論なんかできません。ここでも同じで、よその市町がどうであると比較しても結論はできません。よそが高い経費回収率ならばそれをどうやって達成しているのかを聞き、具体的に改善することが本来やるべきことです。地方公営企業繰出金についての通知には「なお、一般会計がこの基準的な考えに沿って公営企業に繰り出しをおこなったときは、その一部について地方交付税において考慮するもので、ご承知願います」とあります。また、繰出金の基準については「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする」と示されているではありませんか。このように、赤字がでたときは、繰出金を出せよといっているのだから、ほかの無駄な事業に予算を充てるぐらいなら、本当に必要なところに充ててください。市はいつも「行政主義」で物事を進めてるようですが、半田市民のためになる施策をしてください。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料が安いところは、すごく経営努力をしているのではないか、あるいは経費回収率が高いところは、すごく効率的に運営しているのではないか、ということがご指摘の背景にあるのではないかと思います。もちろんそのような部分もあるかもしれませんが、下水道については残念ながらそれよりも、例えば地形的な条件、人口密度、下水道を始めてからどれくらいたっているか、というところの要因が圧倒的に大きいのです。ただし、そこはなかなか見えにくいものです。このことは、一般市民のみなさんに説明するときには、非常に大事なポイントとなります。 |
| <p>【議事】</p> <p>4. 使用料の算定方法</p> <p>5. 前回の質問事項の説明</p> | <p>■資料による説明</p> <p>議事4 (事務局)</p> <p>(1) 下水道法第20条 (使用料) について</p> <p>①第2項第1項:「<u>下水の量及び水質</u>その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること」が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>下水の量</u>: 従量使用料制、 |

- ・ 水質：水質使用料制、
- ・ 使用者の態様：一般排水と特定排水の区分

②半田市の算定方法は「基本使用料＋従量使用料」で標準的な手法を採用

(2) 第2項第2項：使用料は「適正な原価を超えないもの」

- ・ 適正な原価：営業費、支払利息等経営に要する費用
⇒半田市では収益的収支における営業費用、営業外費用が該当
- ・ 料金には資産維持費を含ませることが適当とされているが、今後の課題

(3) 使用料算定の作業フロー

- ・ 使用料対象経費の算定：使用料の改定率・改定額の目安
- ・ 使用料体系の設定：基本使用料、従量使用料の決定
(対象経費：需要家費、固定費、変動費)
- ・ 累進使用料制について：需要変動リスクを埋めるための手法

(4) 経営戦略策定のパブリックコメント意見の紹介

- ・ 150円までの値上げはやむを得ないが、段階的な使用料改定による対応を願う

<引き続き議題5の説明>

議題5（事務局）

○前回の質問「市としてどこまで税金を投入できるか」についての回答

・本市としましては、使用料による自立経営を達成することが目標です。つまり使用料で必要な経費を賄い経営していく、それは基準外の繰入をなくして経費回収率を100%、使用料単価でいうと150円、最終的にはその数字を目指してまいります。以上が前回の質問への回答となります。

（委員）

・下水道の整備状況について、令和11年まで変わっていません。半田市では下水道が整備されていない地域もあると聞いていますが、地形の問題でこれ以上整備できないということでしょうか。

（事務局）

下水道を整備する区域は、主に市街化区域で人口が集中している地域となります。

（委員）

・人口が集中していない地域には、下水道は必要ないということでしょうか。

（事務局）

・必要がないわけではありませんが、投資効果があるのかといったことも重要な点です。下水道を整備しない区域では、合併処理浄化槽と違って、個人の方が設置されたもので対応していただいています。

（委員）

・浄化槽で補えているということで、下水道の整備が必要ないということですね。

（委員）

・使用料の体系区分については、この3つ（従量使用料制・水質使用料制・一般排水と特定排水の区分）のうちから、どれかを選ぶということですか。

(事務局)

・これは全国的にある3つのパターンを記載させていただいたものです。複合でもよいですが、半田市を始めほとんどの自治体がこの内の従量使用料制だけを採用しています。

(委員)

・国としてはこの3つの中から1つを選んでくださいということですか。従量使用料制にプラスして水質使用料制もとることが可能なのでしょうか。

(事務局)

・併用することもできます。

(委員)

・一般排水と特定排水について説明してください。

(事務局)

・一般排水は家庭用、特定排水は事業用や工場用のイメージでとらえてください。

(委員)

・水質使用料制と一般排水・特定排水制は半田市ではこれまでなぜとってこなかったのですか。

(事務局)

・半田市の場合、一般の家庭が非常に多いということもあります。水質使用料制や一般排水と特定排水区分についての採用は、政令指定都市などが多いようです。

(委員)

・使用料単価については、半田市で採算が合うように算定していったら150円がでたというのであれば説得力があります。しかし、単に国の基準があるから150円にしたいといっているように受け止めてしまいました。

(会長)

・一つの考え方として150円という基準もありますが、本来であれば回収率100%が目標です。そこもあわせてきちんと整理していただくことが大事です。

(委員)

・150円というのは、あくまで全国の平均であり、山間部ではどうかというところがあります。全然条件の違う中での平均となりますので、半田市としての適正なところを議論していただきたいと思います。先ほど、半田市が目指すものとして、基準外繰入をなくすこと、経費回収率を100%とすること、の説明がありました。片方が達成されれば、どちらも達成されるというものではありません。100%の方をメインでもっていくのか、公費の負担として150円までは使用料でとり、超えた部分について公費を投入するのか、改めて整理し、次回の資料を作成していただけるといいのではと思いました。

(委員)

・先ほどの「自立した経営を」の部分が非常に大切な部分だと思います。持続可能な経営をしていくところで、今の状況は一般財源に頼っています。それでいいとおっしゃっている委員もいますが、やはり政治的に利用されているというところがあり、首長にコントロールされています。たとえば首長が代わったら一気に値上げしなければいけないこともあるかもしれません。経営ですので、例えば災害が起こった時でも、なにがなくと

| | |
|------------------|---|
| | <p>も復旧ができる体力を持つようにしていかなければならないと思います。事務局の説明は少し言葉足らずのところもあり、みなさんに伝わりにくいところがあったと思います。特に、他の市町の様子を私たちが判断しやすいように比較を提示していただいたと思いますが、それが逆にってしまったのかなと思いました。しかし重要なところは、この「持続可能」というところだと感じましたので、次回はそのところを観点において公営企業として下水道が上手くいくためには何が必要かという議論をしていければいいと思います。</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 先ほどの知多市の経費回収率が100%を超えている点についてですが、資本費が安く、つまり借金が少ないから100%を達成しているのではないかと思います。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用料単価の150円についてですが、国の基準のなお書きに「汚水処理原価が150円を下回る場合は、使用料単価は汚水処理原価を上限とする」とあります。令和11年には使用料原価148.5円と150円を下回りますので、20m³は2,970円となります。30円は単純に言っても1%です。改定率が1%変わってくるので汚水処理原価が上限とっている以上、2,970円を上限とすべきだと思います。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> この2回で基本的なところは説明していただいたため、次回からは市として健全な経営をするためには、まずはどれくらいの料金が必要となるかを出していただきたい。その上で、いきなりそこへはもっていけないと思いますので、どう近づけていくか、2段階にするなどの議論になるかと思っています。 |
| <p>2. 今後の進め方</p> | <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の審議会の進め方としまして、第3回は、目安となる使用料単価をいくりにすることが適正か、また、一度でその金額にするのか、数回に分けて行うのかについて、議論をしていただきたいと思います。第4回は、使用料の細かいところで、基本使用料をいくりにするのが適正なのか、1m³当たりの単価をどのように設定するのか、従量制のありかたを議論していただきたいと思っています。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従量制と累進制ということで、普通の家庭に対して負担を求めるのではなくて、沢山使う人に対しては、受益者負担として沢山払っていただくべきです。いまの使用料は、使った量には関係なく同じ料金ではないのですか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 使った量により単価は高くなる使用料体系になっています。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5回の審議会は、それまでの議論を踏まえて、答申案を取りまとめていただきたいと思っています。非常にタイトな内容となっていますが、よろしく願います。また、必要な資料等ございましたら、事務局で用意いたしますので、ご連絡いただければと考えています。 <p>(委員)</p> |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・値上げが自分に降りかかってこないのなら痛さはありませんが、私はもろにかかってくるから、1円でも上げたくない。 <p>(会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ皆様のご都合もあると思いますが、ご協力お願いします。今日の審議会はこれで終了とします。ありがとうございました。 |
| | (終了) |

| | | |
|-----|-------|---------|
| 署名欄 | 会 長 | 千頭 聡 印 |
| | 下水道課長 | 森下 雅仁 印 |